

令和 7 年 度

大学等設置等に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況 及び施設等整備計画の履行状況報告書

ふりがな	がっこうほうじんきんきだいがく
学校法人名	学校法人近畿大学
大臣認可年月日	昭和 24 年 2 月 21 日
調査対象組織名	近畿大学建築学部建築学科（通信教育課程）
申請区分	学部増設
（開設年度）	令和 7 年度開設
調査対象の所在地	大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

	職名	氏名（ふりがな）	連絡先TEL	メールアドレス
本件 担当者	近畿大学経営戦略 本部企画室 課長補佐	青木 斐 （あおき あや）	06-4307-3120	kikaku@itp.kindai.ac.jp

目 次

- A－1 . 附帯事項等についての履行状況
- B－1 . 大学等創設事業の内容及び学校法人の概要
- B－2 . 大学等創設事業の実施及び支払状況
- B－3 . 大学等創設事業の財源調達状況（大学等の設置に要する経費及び開設年度の経常経費の財源の調達状況）
- C－1 . 財務運営の状況
 - （1）資金収支の状況（法人全体）
 - （2）事業活動収支の状況（法人全体）
 - （3）貸借対照表（法人全体）
 - （4）財務比率表（法人全体）
- D－1 . 負債償還計画（法人全体）
- E－1 . 設置校の入学定員・収容定員の充足状況
- F－1 . 役員等の氏名等
- F－2 . 管理運営の状況
- F－3 . 諸規程の整備状況
- F－4 . 学校法人の組織機構
- F－5 . その他

A-1 附帯事項等についての履行状況 認可組織名：近畿大学建築学部建築学科（通信教育課程）

1. 認可時の附帯事項（「寄附行為（変更）認可」にあたって文部科学大臣から付された附帯事項に対するもののみ記入）

認可時の附帯事項 (学校法人分科会からの附帯事項のみ。その他意見は記入不要。)	左の履行状況 (改善の有無、経緯や対応状況、現状及び問題点等の分析、今後の対応策等)										
<p>1 既設組織の今後の定員充足の在り方について検討し、定員未充足の不断の改善に努めること。（近畿大学九州短期大学保育科）</p>	<p>1 近畿大学九州短期大学保育科の入学定員充足の状況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1088 440 1525 563"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>開設年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">近畿大学九州短期大学 保育科</td> <td>入学定員</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>入学者</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>超過率</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>附帯事項について履行中。 令和8年度から入学定員70人を50人に、収容定員140人を100人に変更し適正化を図る。 また、以下の取組を展開し、学生確保の強化に取り組んでいる。</p> <p>(1) 本学の印象や認知度を把握するためWeb広告や資料請求の状況を分析 ・令和5年度より運用中のSNS（Instagram）について、受験者層の利用促進と状況分析のため、令和7年度は資料請求者へフライヤー配布、SNS更新を増やし、その後の閲覧状況とフォロワーの傾向を学内委員会で検証した。その結果、本学受験者層の関心が、教育・入試・学費情報だけでなく、学生・教員を通じて専門性や学習環境を紹介するコンテンツに集中することが判明した。それに基づき、今後、情報発信を強化し、SNSに連動したホームページの画像やコンテンツの更新を行い、閲覧状況の向上を図る。</p> <p>(2) 高校訪問の地域拡大、県外への広報活動、SNSでの情報発信 ・令和3年度から高校訪問地域を筑豊周辺の市町村（福岡、北九州、京築、県南、門司）や福岡県外（長崎、大分）に拡大している。しかし、従来の高校訪問は、学生募集担当教員と事務職員で行い、その他の教員は、高校内模擬講義実施を分担していたため、地域拡大や高短連携に限界があった。そこで、令和7年度は、従来の分担に加えて、保育科の教員全員で福岡県4地区（飯塚、嘉飯、直鞍、その他）に担当校制を設け、各自訪問して出身学生の近況報告等で関係性を構築しつつ、保育分野希望者の情報収集や来校誘導を図る。 ・認知度向上のため、令和7年度から学内行事や情報発信の企画・運営を目的とした本学公認の学生サークルを発足し、その協力を得て情報発信を行っている。</p>			開設年度	近畿大学九州短期大学 保育科	入学定員	70	入学者	35	超過率	0.50
		開設年度									
近畿大学九州短期大学 保育科	入学定員	70									
	入学者	35									
	超過率	0.50									

<p style="text-align: center;">認可時の附帯事項 (学校法人分科会からの附帯事項のみ。その他意見は記入不要。)</p>	<p style="text-align: center;">左の履行状況 (改善の有無、経緯や対応状況、現状及び問題点等の分析、今後の対応策等)</p>
	<p>(3) 公開講座、出前授業、近隣自治体との連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市と本学保育科の連携による市内保育士対象研修会（年3回）を実施し、令和4年度から公開講座も行っている。また、令和3年度から中学校における出前授業、令和5年度から中高生を対象としたピアノ・クリニック（学内相談会）を実施している。 ・令和7年度、学内に産官学連携や地域貢献を目的とした「地域連携室」を設け、自治体事業への参画（市内保育所合同就職説明会、市立図書館主催科学イベント等）に取り組んでいる。 <p>(4) 入試制度や特待制度の見直し、在学生による広報活動への協力要請を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州各県の高等学校、特に専門教育を行う総合学科の生徒の進路動向を分析し、令和8年度学生募集において指定校推薦枠の追加を行っている。 ・競合大学・専門学校の特待制度との差別化を図り、選考要件や制度自体の見直し等を学内委員会で検討する。 ・学生広報の体制作りについて学内委員会で検討し、令和7年度から学内行事や情報発信の企画・運営を行う本学公認の学生サークルを発足した。オープンキャンパス協力やWeb広報に取り組んでいる。 ・令和7年度オープンキャンパスにおいて、学生・教員を通じた情報発信に関心を持つ受験者層を対象に在学生・教員との交流会を実施している。また、Web広報を増やし、オープンキャンパス参加後も関心を持ち続けてもらえるよう情報発信を継続的に行い、志願者の確保を図る。 <p>(5) 定員充足率や退学率、Web利用者数など入試・広報の効果の測定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)～(4)の取り組みを検証するため、定員充足率や退学率、Webサイト閲覧数などを指標として学内委員会で検討した結果、学生・教員が主体となった広報が低学年層も含めた高校生に効果的であった。令和8年度以降の学生募集活動に反映していく。

2. 履行状況調査結果に基づく指摘事項等（**指摘事項等**に対するもののみ記入）

履行状況調査結果に基づく指摘事項等 (学校法人分科会からの指摘事項等のみ。その他意見は記入不要。)	区分 (プルダウンで選択)	左の履行状況 (改善の有無、経緯や対応状況、現状及び問題点等の分析、今後の対応策等)
1 特になし		

(注意事項)

- 1 「履行状況調査結果に基づく指摘事項等」に対する履行状況について、認可組織ごとに作成してください。
ただし、認可組織が複数ある場合で、同じ指摘事項等が付されている場合は一括して取りまとめの上、記入してください。
- 2 履行状況調査期間中に付された指摘事項等については全て記入してください。その際、履行状況調査結果の通知年月日を必ず付記してください。
※同じ文言の指摘事項等が複数年にわたり付されている場合は、指摘事項等の文言の後に通知年月日をそれぞれ並べて記載してください。
※「学校法人分科会」から付された指摘事項等のみ記入してください。（「大学設置分科会」から付された指摘事項ではございません。）
※学校法人分科会から付された「その他意見」については記入不要です。
- 3 「区分」については、「是正意見」「改善意見」「指摘事項（法令違反）」「指摘事項（是正意見）」「指摘事項（改善意見）」の別を記入してください。
※平成30年度から「是正意見」「改善意見」に代わり「指摘事項（是正意見）」「指摘事項（改善意見）」「指摘事項（法令違反）」を付しています。
- 4 指摘事項等が付されていない場合は、「履行状況調査結果に基づく指摘事項等」欄に「特になし」と記入してください。
- 5 「左の履行状況」欄の記載に当たっては、改善の有無、これまでの経緯や対応の状況、現状及び問題点等の分析、今後の対応策等について具体的に記入してください。
- 6 **定員充足の在り方（定員未充足）に関する留意事項が付されている場合は、必ず【記入例】にならって実績の推移表を挿入してください。**
- 7 指摘事項に対する履行状況が確認できる根拠資料を必ず添付してください。（昨年度の報告と重複する資料であっても必ず添付ください。）
(例)
①補助金等の受入れについては、地方公共団体からの補助金交付通知書等の写しや受入れ後の預金通帳の写し
②寄附金の任意性については寄付金募集要項や募集趣意書等の写し
③理事会の議決を要するものについては、理事会の議事録の写し等

B-1 大学等創設事業の内容及び学校法人の概要

法人の名称	学校法人近畿大学			事務所の所在地	大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号			
調査対象組織の内容	大学等名	学部・学科名等	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	備考	
	近畿大学	建築学部建築学科(通信教育課程)	4年	100人	3年次 500人	1400人	1・3年次同時開設	
	開設年度	7年度	申請区分	学部増設		調査対象組織の住所	大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
既設組織の内容	大学等名	学部・学科名等	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	備考	
	近 畿 大 学	大学院		年	人	年次	人	人
法学研究科 博士後期課程			3	5	—	—	15	
商学研究科 "			3	5	—	—	15	
経済学研究科 "			3	5	—	—	15	
総合理工学研究科 "			3	12	—	—	36	
薬学研究科 "			3	2	—	—	6	
農学研究科 "			3	17	—	—	51	
生物理工学研究科 "			3	5	—	—	15	
システム理工学研究科 "			3	5	—	—	15	
産業理工学研究科 "			3	3	—	—	9	
医学研究科 博士課程			4	45	—	—	180	
薬学研究科 "			4	3	—	—	12	
法学研究科 博士前期課程			2	10	—	—	20	
商学研究科 "			2	20	—	—	40	
経済学研究科 "			2	20	—	—	40	
総合理工学研究科 "			2	160	—	—	320	
薬学研究科 "			2	15	—	—	30	
農学研究科 "		2	56	—	—	112		
生物理工学研究科 "		2	34	—	—	68		
システム理工学研究科 "		2	45	—	—	90		
産業理工学研究科 "		2	30	—	—	60		
総合文化研究科 修士課程		2	21	—	—	42		
実学社会起業イノベーション学位 プログラム "		2	—	—	—	—		
							令和8年度入学定員変更 理学専攻 30人→40人 幼ニクス系工学専攻 25人→30人 エレクトロニクス系工学専攻 30人→20人 環境系工学専攻 15人→10人 東大阪モノづくり専攻 10人→5人 建築デザイン専攻 令和8年度入学生より学生募集停止し、在学者がいなくなり次第廃止予定。	
							— 研究科等連係課程実施基本組織	

既設組織の 内 容	大 学 等 名	学 部 ・ 学 科 名 等	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	備 考
				年	人	年次	
近 畿 大 学		法学部		500	—	2,000	
		法律学科	4	500	—	2,000	
		経済学部		760	—	3,040	
		経済学科	4	420	—	1,680	
		総合経済政策学科	4	170	—	680	
		国際経済学科	4	170	—	680	
		経営学部		1,340	—	5,360	
		経営学科 昼間主	4	425	—	1,700	
		経営学科 夜間主	4	160	—	640	
		商学科	4	405	—	1,620	
		会計学科	4	175	—	700	
		キャリア・マネジメント学科	4	175	—	700	
		理工学部		1,040	—	4,160	
		理学科	4	225	—	900	
		生命科学科	4	95	—	380	
		応用化学科	4	130	—	520	
		機械工学科	4	200	—	800	
		電気電子通信工学科	4	170	—	680	
		社会環境工学科	4	100	—	400	
		情報学科	4	—	—	0	情報学科 令和4年度入学生より学生募集停止し、在学者がいなくなり次第廃止予定。
		エネルギー物質学科	4	120	—	480	
		建築学部		280	—	1,120	
		建築学科	4	280	—	1,120	
		薬学部		190	—	1,060	
		医療薬学科	6	150	—	900	
		創薬科学科	4	40	—	160	
		文芸学部		515	—	2,060	
		文学科	4	180	—	720	
		芸術学科	4	115	—	460	
		文化・歴史学科	4	140	—	560	
		文化デザイン学科	4	80	—	320	
		総合社会学部		510	—	2,040	
		総合社会学科	4	510	—	2,040	
	国際学部		500	—	2,000		
	国際学科	4	500	—	2,000		
	情報学部		330	—	1,320		
	情報学科	4	330	—	1,320		

既設組織の内 容	大 学 等 名	学 部 ・ 学 科 名 等	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	備 考
				人	年次	人	
近畿大学		農学部		680	—	2,720	
		農業生産科学科	4	120	—	480	
		水産学科	4	120	—	480	
		応用生命化学科	4	120	—	480	
		食品栄養学科	4	80	—	320	
		環境管理学科	4	120	—	480	
		生物機能科学科	4	120	—	480	
		医学部		108	—	663	
		医学科		108	—	663	令和2年度のみの臨時定員変更 95人→107人 令和3年度のみの臨時定員変更 95人→112人 令和4年度のみの臨時定員変更 95人→112人 令和5年度のみの臨時定員変更 95人→112人 令和6年度のみの臨時定員変更 95人→112人 令和7年度のみの臨時定員変更 95人→108人
		6		108	—	663	
		生物理工学部		485	—	1,940	
		生物工学科	4	90	—	360	
		遺伝子工学科	4	90	—	360	
		食品安全工学科	4	90	—	360	
		生命情報工学科	4	80	—	320	
		人間環境デザイン工学科	4	80	—	320	
		医用工学科	4	55	—	220	
		工学部		545	—	2,180	
		化学生命工学科	4	75	—	310	令和5年度入学定員変更 85人→75人
		機械工学科	4	100	—	400	
		情報学科	4	100	—	390	令和5年度入学定員変更 90人→100人
		建築学科	4	100	—	400	
		電子情報工学科	4	95	—	375	令和5年度入学定員変更 90人→95人
		ロボティクス学科	4	75	—	305	令和5年度入学定員変更 80人→75人
		産業理工学部		420	—	1,680	
		生物環境化学科	4	65	—	270	令和5年度入学定員変更 75人→65人
		電気電子工学科	4	65	—	260	
		建築・デザイン学科	4	95	—	375	令和5年度入学定員変更 90人→95人
		情報学科	4	75	—	295	令和5年度入学定員変更 70人→75人
		経営ビジネス学科	4	120	—	480	
		通信教育					
		法学部					
		法律学科	4	2,000	—	8,000	通信教育課程
建築学部							
建築学科	4	100	500	600	通信教育課程		

既設組織の内容	大 学 等 名	学 部 ・ 学 科 名 等	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	備 考	
			年	人	年次	人	人	
	近畿大学短期大学部	商経科 第2部	2	80		—	160	
		通信教育						
		商経科	2	2,000		—	4,000	通信教育課程
	近畿大学九州短期大学	生活福祉情報科	2	50		—	100	生活福祉情報科 令和9年度入学生より学生募集停止し、令和10年度廃止予定
		保育科	2	70		—	140	令和8年度入学定員変更 70人→50人
		通信教育部 生活福祉情報科	2	—		—	—	通信教育課程 通信教育部生活福祉情報科 令和7年度入学生より学生募集停止し、令和10年度廃止予定
		通信教育部 保育科	2	600		—	1,200	通信教育課程
		通信教育部 保育科 専攻科	1	600		—	600	通信教育課程
	近畿大学工業高等専門学校	総合システム工学科	5	160		—	800	
		専攻科(生産システム工学専攻)	2	18		—	36	
	近畿大学附属高等学校	全日制課程	3	960		—	2,880	
	近畿大学附属新宮高等学校	全日制課程	3	160		—	480	
	近畿大学附属豊岡高等学校	全日制課程	3	240		—	720	
	近畿大学附属福岡高等学校	全日制課程	3	340		—	1,020	
		看護専攻科	2	40		—	80	
	近畿大学附属広島高等学校 福山校	全日制課程	3	240		—	720	
	近畿大学附属和歌山高等学校	全日制課程	3	350		—	1,050	
	近畿大学附属広島高等学校 東広島校	全日制課程	3	220		—	660	
近畿大学附属中学校		3	280		—	840		
近畿大学附属和歌山中学校		3	175		—	525		
近畿大学附属新宮中学校		3	70		—	210		
近畿大学附属広島中学校 福山校		3	160		—	480		
近畿大学附属豊岡中学校		3	80		—	240		
近畿大学附属広島中学校 東広島校		3	140		—	420		

既設組織の内容	大 学 等 名	学 部 ・ 学 科 名 等	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	備 考
			年	人	年次 人	人	
	近畿大学附属小学校		6	120	—	720	
	近畿大学附属幼稚園		3	60	—	180	
	近畿大学九州短期大学 附属幼稚園		3	90	—	220	
	近畿大学附属看護専門学校	看護専門課程					
		看護学科	3	80	—	240	看護学科 令和9年度入学生より学生募集停止し、 令和11年度廃止予定
		助産学科	—	—	—	—	助産学科 令和3年度入学生より学生募集停止し、 令和11年度廃止予定

法人の沿革 (概要)	大正 14 年 3 月	日本大学専門学校設立認可
	昭和 14 年 4 月	日本大学専門学校を日本大学大阪専門学校と改称認可
	" 15 年 2 月	財団法人日本大学より分離して財団法人大阪専門学院を設立認可
	" 18 年 3 月	大阪理科大学設立認可
	" " 年 3 月	財団法人大阪専門学院を財団法人大阪理科大学と改称認可
	" 22 年 4 月	大阪理科大学附属中学校設立(現 近畿大学附属中学校)
	" 23 年 4 月	大阪理科大学附属高等学校設立(現 近畿大学附属高等学校)
	" 24 年 2 月	財団法人大阪理科大学を財団法人近畿大学と改称認可
	" " 年 2 月	新学制により大阪理科大学、大阪専門学校を合併し、近畿大学設置認可、理工学部設置認可
	" " 年 3 月	商学部設置認可
	" 25 年 3 月	法学部設置認可
	" " 年 3 月	近畿大学短期大学部設置認可
	" " 年 8 月	近畿大学附属幼稚園設置認可
	" 26 年 2 月	学校法人近畿大学認可
	" 27 年 3 月	大学院商学研究科、化学研究科設置認可
	" 28 年 1 月	商経学部変更認可
	" 29 年 2 月	薬学部設置認可
	" " 年 3 月	近畿大学附属小学校設置認可
	" 32 年 3 月	近畿大学短期大学部通信教育部商経科設置認可
	" 33 年 1 月	農学部設置認可
	" 34 年 1 月	工学部設置認可
	" 35 年 1 月	通信教育部法学部設置認可
	" 37 年 2 月	熊野高等専門学校設置認可(現 近畿大学工業高等専門学校)
	" 38 年 4 月	近畿大学附属新宮女子高等学校設置認可(現 近畿大学附属新宮高等学校)
	" 39 年 2 月	近畿大学附属御浜幼稚園設置認可
	" " 年 3 月	近畿大学附属豊岡女子高等学校設置認可(現 近畿大学附属豊岡高等学校)
	" 40 年 3 月	嘉穂女子高等学校を本法人に設置者変更認可(現 近畿大学附属福岡高等学校)
	" 41 年 3 月	第二工学部設置認可(現 産業理工学部)
	" " 年 " 月	近畿大学女子短期大学設置認可(現 近畿大学九州短期大学)
	" 42 年 1 月	近畿大学豊岡女子短期大学設置認可(現 学校法人近畿大学弘徳学園近畿大学豊岡短期大学)
" 43 年 4 月	近畿大学女子短期大学附属菟田幼稚園設置認可(現 近畿大学九州短期大学附属幼稚園)	
" 44 年 3 月	近畿大学豊岡女子短期大学通信教育部設置認可	
" 45 年 3 月	大学院工学研究科、法学研究科設置認可	
" 47 年 1 月	近畿大学青踏女子短期大学設置認可	
" " 年 3 月	大学院化学研究科設置認可	
" " 年 4 月	福山電波工業高等学校を本法人に設置者変更認可(現 近畿大学附属広島高等学校福山校)	
" 49 年 1 月	医学部設置認可	
" 50 年 5 月	医学部附属病院開設	
" 51 年 4 月	近畿大学附属高等看護学校設置認可(現 近畿大学附属看護専門学校)	
" 53 年 2 月	近畿大学女子短期大学通信教育部設置認可	

法人の沿革 (概要)	"	54	年	3	月	近畿大学附属御浜幼稚園廃止
	"	55	年	2	月	近畿大学豊岡女子短期大学児童教育研究所附属幼稚園設置認可(現 近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園)
	"	"	年	3	月	大学院医学研究科、薬学研究科設置認可
	"	58	年	3	月	近畿大学附属和歌山高等学校設置認可
	"	59	年	12	月	近畿大学附属和歌山中学校設置認可
	"	63	年	12	月	文芸学部設置認可
	平成元	年	3	月		大学院経済学研究科設置認可
	"	3	年	1	月	近畿大学附属新宮中学校設置認可
	"	"	年	12	月	近畿大学農学部国際資源管理学科、工学部電子情報工学科、機械システム工学科設置認可
	"	4	年	3	月	大学院産業技術研究科設置認可
	"	"	年	12	月	生物理工学部設置認可
	"	6	年	3	月	近畿大学附属福山中学校設置認可
	"	"	年	3	月	大学院文芸学研究科、工業技術研究科設置認可
	"	7	年	11	月	近畿大学附属豊岡中学校設置認可
	"	8	年	4	月	近畿大学附属高等看護学校を近畿大学附属看護専門学校に名称変更(各種学校から専修学校へ変更)
	平成8	年	12	月		近畿大学大学院生物理工学研究科、生物理工学部遺伝子工学科、基礎機械工学科、近畿大学九州短期大学通信教育部生活情報科設置認可
	"	10	年	1	月	近畿大学附属女子高等学校を近畿大学附属福岡高等学校に名称変更及び理数科(男女共学)設置認可
	"	"	年	12	月	近畿大学大学院総合理工学研究科設置認可
	"	11	年	3	月	近畿大学附属東広島高等学校、近畿大学附属東広島中学校設置認可
	"	"	年	4	月	近畿大学大学院化学研究科、工学研究科募集停止
	"	"	年	12	月	熊野工業高等専門学校を近畿大学工業高等専門学校に名称変更
	"	13	年	4	月	近畿大学青踏女子短期大学募集停止
	"	"	年	4	月	近畿大学法学部、商経学部、理工学部昼夜開講制導入に伴い法学部二部、商経学部二部、理工学部二部募集停止
	"	"	年	8	月	近畿大学理工学部学科改組認可
	"	14	年	7	月	近畿大学商経学部改組転換に伴う経済学部、経営学部設置認可
	"	"	年	10	月	近畿大学青踏女子短期大学廃止認可
	"	15	年	11	月	近畿大学法科大学院設置認可
	"	"	年	11	月	近畿大学豊岡短期大学及び近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園設置者変更認可(学校法人近畿大学弘徳学園)
	"	16	年	4	月	近畿大学九州工学部を産業理工学部へ改組
"	17	年	4	月	近畿大学農学部学科改組	
"	"	年	4	月	近畿大学大学院農学研究科専攻改組	
"	"	年	4	月	近畿大学大学院工業技術研究科をシステム工学研究科へ改組	
"	18	年	4	月	近畿大学薬学部医療薬学科、創薬科学科、経済学部国際経済学科及び経営学部の会計学科設置	
"	19	年	4	月	近畿大学経営学部キャリア・マネジメント学科設置	
"	"	年	4	月	近畿大学附属福岡高等学校通信制課程設置	
"	20	年	4	月	近畿大学法学部夜間主コース募集停止	
"	"	年	4	月	近畿大学文芸学部英語多文化コミュニケーション学科設置	
"	"	年	4	月	近畿大学医学研究科改組に伴い、医学系専攻設置	
"	"	年	4	月	近畿大学大学院東大阪モノづくり専攻博士後期課程設置	

法人の沿革(概要)	"	"	年	4	月	近畿大学附属看護専門学校助産学科設置
	"	21	年	4	月	近畿大学附属看護専門学校第1看護学科を看護学科に名称変更
	"	22	年	4	月	近畿大学附属小学校・幼稚園 大阪府東大阪市から奈良県奈良市へ移転(奈良県設置認可)
	平成	22	年	4	月	近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻(修士課程)設置(薬学専攻(博士前期課程)募集停止)
	"	"	年	4	月	近畿大学総合社会学部設置
	"	"	年	4	月	近畿大学生物理工学部改組に伴い食品安全工学科、システム生命工学科、人間工学科、医用工学科設置
	"	23	年	4	月	近畿大学工業高等専門学校 三重県熊野市から三重県名張市へ移転
	"	"	年	4	月	近畿大学建築学部設置
	"	24	年	4	月	近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻(博士後期課程)設置(薬学専攻(博士後期課程)募集停止)
	"	"	年	4	月	近畿大学大学院薬学研究科薬学専攻(博士課程)設置
	"	25	年	4	月	近畿大学大学院産業理工学研究科産業理工学専攻(修士課程)設置
	"	"	年	4	月	近畿大学大学院産業技術研究科物質工学専攻(博士前期課程)、電子情報工学専攻(博士前期課程)、造形学専攻(博士前期課程)、経営工学専攻(博士前期課程)募集停止
	"	"	年	4	月	近畿大学附属福山高等学校を近畿大学附属広島高等学校福山校に名称変更
	"	"	年	4	月	近畿大学附属東広島高等学校を近畿大学附属広島高等学校東広島校に名称変更
	"	"	年	4	月	近畿大学附属福山中学校を近畿大学附属広島中学校福山校に名称変更
	"	"	年	4	月	近畿大学附属東広島中学校を近畿大学附属広島中学校東広島校に名称変更
	"	26	年	4	月	近畿大学大学院総合文化研究科日本文学専攻(修士課程)、英語英米文学専攻(修士課程)、文化・社会学専攻(修士課程)、心理学専攻(修士課程)設置
	"	"	年	4	月	近畿大学大学院生物理工学研究科生体システム工学専攻(修士課程)設置
	"	27	年	4	月	近畿大学大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻(博士前期課程)、機械制御工学専攻(修士課程)募集停止
	"	"	年	4	月	近畿大学大学院総合理工学研究科建築デザイン専攻(修士課程)設置 近畿大学大学院産業理工学研究科産業理工学専攻博士後期課程設置 近畿大学大学院産業技術研究科博士後期課程を募集停止 近畿大学附属福岡高等学校通信制課程を募集停止
	"	28	年	4	月	近畿大学大学院生物理工学研究科生体システム工学専攻博士後期課程設置 近畿大学大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻博士後期課程募集停止 近畿大学国際学部国際学科設置 近畿大学文芸学部改組に伴い文化デザイン学科設置 近畿大学産業理工学部電気通信工学科を電気電子工学科に名称変更
	平成	28	年	4	月	近畿大学法学部政策法学科、文芸学部英語コミュニケーション学科を募集停止 近畿大学九州短期大学通信教育部保育科専攻科を設置
	"	29	年	4	月	近畿大学生物理工学部システム生命工学科を生命情報工学科に、人間工学科を人間環境デザイン工学科に名称変更
	"	30	年	4	月	近畿大学医学部堺病院を事業譲渡
	"	31	年	4	月	近畿大学農学部バイオサイエンス学科を生物機能科学科に名称変更 近畿大学医学部附属病院を近畿大学病院に、近畿大学医学部奈良病院を近畿大学奈良病院に名称変更 近畿大学大学院法務研究科募集停止 近畿大学留学生別科募集停止
	令和	3	年	4	月	近畿大学附属看護専門学校助産学科募集停止

法人の 沿革 (概要)	"	4	年	4	月	近畿大学情報学部情報学科設置
						近畿大学理工学部電気電子工学科を電気電子通信工学科に名称変更
						近畿大学理工学部情報学科を募集停止
						近畿大学理工学部改組に伴いエネルギー物質学科設置
	"	5	年	4	月	近畿大学大学院実学社会起業イノベーション学位プログラム(修士課程)設置
	"	7	年	4	月	近畿大学建築学部建築学科通信教育課程設置
						近畿大学九州短期大学通信教育部生活福祉情報科募集停止

- (注) 1. 寄附行為(変更)認可申請書に添付した様式第2-1号に準じて作成してください。
2. 認可時から変更がある場合は、朱書き見え消し(認可時の内容に取り消し線を引き、最新の内容を記載)で記入してください(「既設組織の内容」、「法人の沿革」を除く)。
3. 「調査対象組織の内容」は、認可組織ごとに適宜欄を設け作成してください。
4. 「既設組織の内容」は、本報告書提出時点の情報を基に作成してください。なお、既設校については当該学校法人が寄附行為上設置している全ての学校について記入してください。
5. 組織の改組等を予定しているなど、書類を作成する上で説明が必要な事項がある場合には、備考欄にその旨を記載してください。

寄 附 行 為

学 校 法 人 近 畿 大 学

令 和 7 年 4 月 1 日 施 行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人近畿大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを教育の目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第19条による収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 近畿大学

大学院（法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム）

法学部（法律学科）

経済学部（経済学科、総合経済政策学科、国際経済学科）

経営学部（経営学科、商学科、会計学科、キャリア・マネジメント学科）

理工学部（理学科、生命科学科、応用化学科、機械工学科、電気電子通信工学科、社会環境工学科、情報学科、エネルギー物質学科）

建築学部（建築学科）

薬学部（医療薬学科、創薬科学科）

文芸学部（文学科、芸術学科、文化・歴史学科、文化デザイン学科）

総合社会学部（総合社会学科）

国際学部（国際学科）

情報学部（情報学科）

農学部（農業生産科学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科）

医学部（医学科）

生物理工学部（生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科）

工学部（化学生命工学科、機械工学科、情報学科、建築学科、電子情報工学科、ロボティクス学科）

産業理工学部（生物環境化学科、電気電子工学科、建築・デザイン学科、情報学科、経営ビジネス学科）

通信教育部（法学部法律学科、建築学部建築学科）

- (2) 近畿大学短期大学部 商経科、通信教育部（商経科）
- (3) 近畿大学九州短期大学 生活福祉情報科、保育科、通信教育部（生活福祉情報科、保育科）
- (4) 近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科
- (5) 近畿大学附属高等学校 全日課程（普通科）
- (6) 近畿大学附属新宮高等学校 全日課程（普通科）
- (7) 近畿大学附属豊岡高等学校 全日課程（普通科）
- (8) 近畿大学附属福岡高等学校 全日課程（普通科、看護科）
- (9) 近畿大学附属広島高等学校福山校 全日課程（普通科）
- (10) 近畿大学附属和歌山高等学校 全日課程（普通科）
- (11) 近畿大学附属広島高等学校東広島校 全日課程（普通科）
- (12) 近畿大学附属中学校
- (13) 近畿大学附属和歌山中学校
- (14) 近畿大学附属新宮中学校
- (15) 近畿大学附属広島中学校福山校
- (16) 近畿大学附属豊岡中学校
- (17) 近畿大学附属広島中学校東広島校
- (18) 近畿大学附属小学校
- (19) 近畿大学附属幼稚園
- (20) 近畿大学九州短期大学附属幼稚園
- (21) 近畿大学附属看護専門学校 看護専門課程

（収益事業）

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

水産業

第3章 機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。
 - 3 この法人に、会計監査人1名を置く。
 - 4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

（理事選任機関）

第7条 この法人の理事選任機関は、学校法人近畿大学理事・評議員選任委員会（以下、「理事・評議員選任委員会」という。理事・評議員選任委員会の構成員は、理事5名、評議員5名及び学外有識者2名とする。

- 2 理事・評議員選任委員会の構成員のうち、理事5名は理事の互選によって、評議員5名は評議員の互選によって、学外有識者2名は理事・評議員選任委員会の決議によって選任する。

- 3 理事・評議員選任委員会の構成員の任期は、1年とする。
- 4 理事・評議員選任委員会の構成員は、理事又は評議員を退いたときは、理事・評議員選任委員会の職を失うものとする。
- 5 理事・評議員選任委員会は、理事長が招集する。
- 6 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事・評議員選任委員会を招集する。
- 7 理事・評議員選任委員会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 8 理事・評議員選任委員会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 9 理事・評議員選任委員会の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の総数の過半数が出席し、構成員の総数の過半数をもって行う。
- 10 前項の規定にかかわらず、理事の解任の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 11 理事・評議員選任委員会の構成員は、書面又は電磁的方法により理事・評議員選任委員会の議決に加わることができる。
- 12 監事又は評議員会は、理事・評議員選任委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事・評議員選任委員会招集権者（第5項及び第6項に規定する者をいう。以下この項）に対し、理事・評議員選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事・評議員選任委員会招集権者は、理事・評議員選任委員会を招集しなければならない。
- 13 理事・評議員選任委員会の議事録その他理事・評議員選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

（理事の選任）

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長又は校長のうちから理事・評議員選任委員会において選任した者 1名
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事・評議員選任委員会において選任した者 4名以上7名以内

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事・評議員選任委員会は、理事の総数が5名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第 11 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事・評議員選任委員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事・評議員選任委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事・評議員選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第 12 条 理事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第 2 節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第 13 条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第 14 条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長の職は、理事会において理事の総数の4分の3以上の決議によって解職することができる。

3 理事(理事長を除く。)のうち1名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

- 4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち1名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行うことができる。

（代表権の制限）

第16条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

（招集）

第18条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。理事長が決議について特別の利害関係を有する場合及び理事長が欠席した場合も、同様とする。

（決議）

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議につ

いて特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項
- (7) 重要な資産（積立金を除く。）の取得並びに重要な資産のうち土地に係る改良及び重要な資産のうち建物又は構築物に係る増設に関する事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

4 前3項の規定にかかわらず、第33条第1項第4号の評議員の解任の決議は、理事の総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

（監事の選任）

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第 24 条 監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第 25 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 26 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 27 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるすることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 28 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事・評議員選任委員会を含む。）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事・評議員選任委員会の招集を請求すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事・評議員選任委員会の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第30条 監事のうち1名を常勤監事とし、各監事の意見を聴いて、理事長が選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事・評議員選任委員会において選任した者 1名以上4名以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事・評議員選任委員会において選任した者 1名
 - (3) 有識者の中から、理事・評議員選任委員会において選任した者 1名
 - (4) 有識者の中から、理事会において選任した者 3名以上6名以内
- 2 評議員の半数（総数が奇数になるときは、総数から1を差し引いた数の2分の1に相当する人数）は、理事会で選任するものとする。
- 3 第1項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 第7条第9項の規定にかかわらず、評議員の解任の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 5 理事会及び理事・評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会規程において定める。

(評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第35条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 寄付金品の募集に関する事項

(9) 寄附行為の施行細則に関する事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第39条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第 40 条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第 3 節 評議員会の運営

(開催)

第 41 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 42 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。
- 5 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

- 6 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 43 条 前条第 3 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 5 項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第 44 条 第 29 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 42 条第 5 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第 45 条 前 3 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第 46 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第 47 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 9 2 条第 1 項に規定する決議

3 前 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第 48 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 1 0 年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第 49 条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 50 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事長のほか、理事会から指名された理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 会計監査人

第 1 節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第 51 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 52 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 53 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 54 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第 55 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第 2 節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第 56 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第57条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第58条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第59条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第60条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第 61 条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 9 2 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第 10 章 資産及び会計

(資産)

第 62 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 63 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(重要な資産の処分の制限)

第 64 条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 65 条 運用財産のうち積立金は、確実な保管方法によって、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 66 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 67 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 68 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 69 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 70 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 カ月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 7 6 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し若しくはこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付し、又は法令で定める方法によりこれを表示したものを閲覧に供し若しくは電磁的方法であってこの法人が定めたものにより提供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 71 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

第 11 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 72 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 2 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 1 5 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第73条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第74条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した他の学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第75条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第76条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

(公告の方法)

第77条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第78条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為は、昭和26年2月21日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和53年2月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和53年11月21日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和54年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和55年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和55年2月25日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和55年3月26日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和58年3月9日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和59年7月28日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和60年3月1日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和60年3月22日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和60年3月30日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和60年4月1日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和61年3月17日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和61年9月5日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和61年10月18日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和61年12月23日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和62年3月30日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和63年2月17日から施行する。
昭和63年10月18日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年4月1日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和63年12月22日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成元年3月17日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成元年3月31日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成2年5月28日から施行する。

(施行期日)

平成2年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第4号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成3年1月14日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成3年12月20日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成4年3月19日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成4年4月1日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成4年7月8日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成4年12月21日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成5年1月28日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成6年3月10日から施行する。
この寄附行為の改正は、平成6年3月16日から施行する。

平成6年4月1日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成6年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(近畿大学九州短期大学の生活文化科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活文化科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間

存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成7年1月10日から施行する。

平成8年3月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年9月2日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年12月19日から施行する。

平成9年12月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年2月20日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年6月22日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年12月22日から施行する。

(施行期日)

平成10年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(近畿大学の九州工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の九州工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

平成11年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(近畿大学工業高等専門学校の機械工学科、電気工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学工業高等専門学校の機械工学科、電気工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第6号の規定にかかわらず平成12年3月31日に、熊野工業高等専門学校の機械工学科電気工学科及び土木工学科に在籍する者が、在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学部等に在籍する者が、当該学部等の在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学九州短期大学の生活情報科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活情報科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成13年8月1日から施行する。

(施行期日)

平成13年10月30日 文部科学大臣のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科に存続するものとする。

(施行期日)

平成13年12月5日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科の存続に関する経過措置)

近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成14年7月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成14年10月28日から施行する。

(施行期日)

平成14年9月4日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成15年11月27日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部経営法学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

平成17年3月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成17年4月1日から施行する。

(近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科の存続に関する経過措置)

近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科は、改正後の寄附行為第4条第1号及び第4号並びに第8号の規定にかかわらず平成17年3月31日に、当該研究科及び学科並びに科に在籍する者が、当該研究科及び学科並びに科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成18年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成18年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年12月13日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成20年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成20年5月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成23年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成24年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年5月23日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年10月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部電気通信工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部電気通信工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成28年5月27日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成29年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成29年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成29年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成30年2月5日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（平成30年9月6日）から施行する。

この寄附行為の改正は、平成31年4月1日から施行する。

（近畿大学農学部バイオサイエンス学科の存続に関する経過措置）

近畿大学農学部バイオサイエンス学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和元年5月22日から施行する。

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和3年3月30日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和3年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、令和4年4月1日から施行する。

（近畿大学の理工学部電気電子工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の理工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和4年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和4年5月26日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和4年7月7日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年8月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、理事と評議員を兼ねる者については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会終結時よりも後に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

令和7年3月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

寄 附 行 為

学校法人 近畿大学

学校法人近畿大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人近畿大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを教育の目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条による収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条第1項に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

(1) 近畿大学

大学院（法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム理工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム）

法学部（法律学科）

経済学部（経済学科、総合経済政策学科、国際経済学科）

経営学部（経営学科、商学科、会計学科、キャリア・マネジメント学科）

理工学部（理学科、生命科学科、応用化学科、機械工学科、電気電子通信工学科、社会環境工学科、情報学科、エネルギー物質学科）

建築学部（建築学科）

薬学部（医療薬学科、創薬科学科）

文芸学部（文学科、芸術学科、文化・歴史学科、文化デザイン学科）

総合社会学部（総合社会学科）

国際学部（国際学科）

情報学部（情報学科）

農学部（農業生産科学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科）

医学部（医学科）

生物理工学部（生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科）

工学部（化学生命工学科、機械工学科、情報学科、建築学科、電子情報工学科、ロボテ

ィクス学科)

産業理工学部 (生物環境化学科、電気電子工学科、建築・デザイン学科、情報学科、経営ビジネス学科)

通信教育部 (法学部法律学科)

- (2) 近畿大学短期大学部 商経科、通信教育部 (商経科)
- (3) 近畿大学九州短期大学 生活福祉情報科、保育科、通信教育部 (生活福祉情報科、保育科)
- (4) 近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科
- (5) 近畿大学附属高等学校 全日制課程 (普通科)
- (6) 近畿大学附属新宮高等学校 全日制課程 (普通科)
- (7) 近畿大学附属豊岡高等学校 全日制課程 (普通科)
- (8) 近畿大学附属福岡高等学校 全日制課程 (普通科、看護科)
- (9) 近畿大学附属広島高等学校福山校 全日制課程 (普通科)
- (10) 近畿大学附属和歌山高等学校 全日制課程 (普通科)
- (11) 近畿大学附属広島高等学校東広島校 全日制課程 (普通科)
- (12) 近畿大学附属中学校
- (13) 近畿大学附属和歌山中学校
- (14) 近畿大学附属新宮中学校
- (15) 近畿大学附属広島中学校福山校
- (16) 近畿大学附属豊岡中学校
- (17) 近畿大学附属広島中学校東広島校
- (18) 近畿大学附属小学校
- (19) 近畿大学附属幼稚園
- (20) 近畿大学九州短期大学附属幼稚園
- (21) 近畿大学附属看護専門学校 看護専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

(理事長)

第6条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。理事長の職は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て解任することができる。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 近畿大学学長
 - (2) 評議員のうちから選任された者 2名以上5名以内
 - (3) この法人の功労者及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者 4名以上9名以内
- 2 前項第2号及び第3号に規定する理事は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

- 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選任しなければならない。
- 3 監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 理事（第7条第1項第1号に掲げる者を除く。）の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について全てこの法人を代表しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、理事会の議決を得て、法人の全ての業務について、理事長以外の特定の理事にこの法人の代表権を付与することができるものとする。

(副理事長)

第11条 理事長が必要と認めたときは副理事長をおくことができる。

- 2 副理事長は、理事会の同意を得て、理事長が指名する者を充てる。
- 3 副理事長は、あらかじめ理事長が定めたところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務)

第12条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員)の補充)

第13条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第14条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の解任及び退任)

第15条 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の同意を得て、理事長が解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 監事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 第12条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議決)

- 第17条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
 - 3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決書)

- 第18条 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議決書を作成しなければならない。
- 2 議決書には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した者2名が署名（電磁的記録により作成される議決書にあっては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議決書に記載しなければならない。

(理事会の特別多数の議決を要する事項)

- 第19条 次に掲げる事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- (1) 予算及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項
 - (2) 重要な資産（積立金を除く。）の取得並びに重要な資産のうち土地に係る改良及び重要な資産のうち建物又は構築物に係る増設に関する事項
 - (3) 重要な資産の処分に関する事項
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 解散及び残余財産の帰属者の選定
 - (8) 評議員の解任
 - (9) 事業計画の編成及び重要な変更

(10) 事業に関する中期的な計画の編成及び重要な変更

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長及び副学長、短期大学の学長並びに高等専門学校、附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び看護専門学校の校長又は園長
- (2) 近畿大学病院長
- (3) この法人の設置する学校の職員のうちから選任された者 10名以上17名以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者 3名以上5名以内
- (5) この法人に係のある学識経験者のうちから選任された者 5名以上7名以内
- (6) 理事長

- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第6号に規定する評議員は、学長、副学長、校長、園長、近畿大学病院長、職員又は理事長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任命)

第21条 前条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する評議員は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

(評議員の任期)

第22条 評議員(第20条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる者を除く。)の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

- 3 評議員は任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会)

第24条 この法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。

- 2 評議員会の議長は、理事長とする。

(会議)

第25条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は私立学校法第 41 条第 5 項の規定により招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(諮問事項)

第 26 条 理事長は、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 合併
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (5) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (6) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄付金の募集に関する事項
- (9) 剰余金の処分に関する事項
- (10) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (11) その他理事長が学校法人の業務に関して重要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議決)

第 28 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第 5 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は評議員として、議決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議決書)

第 29 条 議長は、評議員会の開催場所（当該場所に存しない評議員又は監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議決書を作成しなければならない。

- 2 議決書には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した者 2 名が署名し、常に

これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(重要な資産の処分の制限)

第32条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 運用財産のうち積立金は、確実な保管方法によって、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という。以下同じ。）及び収益事業に関する会計（事業会計という。以下同じ。）に分ける。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担、権利の放棄等)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）について

も、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 38 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、これにつき、監事の意見を求めなければならない。

- 2 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰入れ、若しくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。
- 3 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 39 条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、第 12 条の監事の職務に規定されている監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を第 2 条に規定されている事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 41 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 収益事業

(収益事業)

第 44 条 この法人が第 3 条第 2 項の規定により行う事業は次のとおりとする。

水産業

(利益金)

第 45 条 毎会計年度において事業会計の収入決算上利益金を生じた場合においては、理事会の議決を得てその一部を事業会計の積立金として積立て、他の金額は基本財産又は運用財産に繰入れるものとする。

(積立金の処分の制限)

第 46 条 事業会計の積立金は、その会計年度内における事業会計の収入をもって補充できることが確実な場合又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 47 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 48 条 この法人の解散(合併及び破産による解散を除く。)に伴う残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得て選定する。

(合併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 50 条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得なければならない。

- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 私立学校法及び私立学校法施行規則に定める寄附行為変更の届出事項については、変更後遅滞なく文部科学大臣に届け出るものとする。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、近畿大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 52 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を得て定める。

(責任の免除)

第 53 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決を得て免除することができる。

(責任限定契約)

第 54 条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 680 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄附行為は、昭和 26 年 2 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 2 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 11 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 54 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 2 月 25 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 3 月 26 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 58 年 3 月 9 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 59 年 7 月 28 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 9 月 5 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 10 月 18 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 12 月 23 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 62 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 2 月 17 日から施行する。

昭和 63 年 10 月 18 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 12 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月31日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成2年5月28日から施行する。

(施行期日)

平成2年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第4号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成3年1月14日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成3年12月20日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年3月19日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年7月8日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年12月21日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成5年1月28日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月10日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月16日から施行する。

平成6年4月1日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成6年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(近畿大学九州短期大学の生活文化科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活文化科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成7年11月10日から施行する。

平成8年3月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年9月2日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年12月19日から施行する。

平成9年12月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年2月20日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年6月22日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年12月22日から施行する。

(施行期日)

平成10年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(近畿大学の九州工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の九州工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

平成11年3月31日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(近畿大学工業高等専門学校の機械工学科、電気工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学工業高等専門学校の機械工学科、電気工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第6号の規定にかかわらず平成12年3月31日に、熊野工業高等専門学校の機械工学科電気工学科及び土木工学科に在籍する者が、在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学部等に在籍する者が、当該学部等の在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学九州短期大学の生活情報科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活情報科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成13年8月1日から施行する。

(施行期日)

平成13年10月30日文部科学大臣のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科等に存続するものとする。

(施行期日)

平成13年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科の存続に関する経過措置)

近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成14年7月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成14年10月28日から施行する。

(施行期日)

平成14年9月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部経営法学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

平成17年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成17年4月1日から施行する。

(近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科の存続に関する経過措置)

近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科は、改正後の寄附行為第4条第1号及び第4号並びに第8号の規定にかかわらず平成17年3月31日に、当該研究科及び学科並びに科に在籍する者が、当該研究科及び学科並びに科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成18年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成18年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年12月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成20年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成20年5月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成23年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成24年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年5月23日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年10月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部電気通信工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部電気通信工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成28年5月27日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成29年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成29年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成29年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成30年2月5日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日(平成30年9月6日)から施行する。

この寄附行為の改正は、平成31年4月1日から施行する。

(近畿大学農学部バイオサイエンス学科の存続に関する経過措置)

近畿大学農学部バイオサイエンス学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和元年5月22日から施行する。

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日(令和3年3月30日)から施行する。

この寄附行為の改正は、令和3年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、令和4年4月1日から施行する。

(近畿大学の理工学部電気電子工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の理工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和4年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和4年5月26日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和4年7月7日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和5年4月1日から施行する。

B-2 大学等創設事業の実施及び支払状況

認可組織名： 近畿大学建築学部建築学科（通信教育課程）

区分		年度		5年度		申請年度		開設年度		8年度		9年度		完成年度		合計											
当初計画（認可時）	大学等の設置に要する経費	校地合計		-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²										
				-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円								
		（うち造成費）		-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²								
				-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円								
		校舎（基準内）		-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²								
				-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円								
		校舎（基準外）		-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²	-	m ²								
				-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円								
		図書		-	冊	-	冊	-	冊	-	冊	-	冊	-	冊	-	冊	-	冊								
				-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円								
教具・校具・備品		-	点	3	点	-	点	-	点	-	点	-	点	-	点	3	点										
		-	千円	109,637	千円	128,367	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	109,637	千円										
小計		-	千円	109,637	千円	109,637	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	109,637	千円										
新設校の初年度経常経費																											
合計		-	千円	109,637	千円	109,637	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	109,637	千円										
実施状況（今年度）	大学等の設置に要する経費	校地合計			m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	0	m ²								
					千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	0	千円						
		（うち造成費）			m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	0	m ²						
					千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	0	千円				
		校舎（基準内）			m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	0	m ²				
					千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	0	千円		
		校舎（基準外）			m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	0	m ²		
					千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	0	千円
		図書			冊		冊		冊		冊		冊		冊		冊		冊		冊		冊		冊	0	冊
					千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
教具・校具・備品			点	3	点		点		点		点		点		点		点		点		点		点	3	点		
			千円	109,637	千円	109,637	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	109,637	千円		
小計		0	千円	109,637	千円	109,637	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	109,637	千円								
新設校の初年度経常経費									千円								千円										
合計		0	千円	109,637	千円	109,637	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	109,637	千円								
備 考																											
※（事前相談年月日）令和7年8月4日（教具・工具・備品：金額の変更のため）																											

B-3 大学等創設事業の財源調達状況(大学等の設置に要する経費及び開設年度の経常経費の財源の調達状況)

認可組織名：近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)

	区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
当初計画 (認可時)	現金預金	109,637※-128,367 千円	R5年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金62,379,405千円のうち+128,367千円を財源に充当 109,637千円
		合 計	109,637 千円
実施状況 (今年度)	現金預金	109,637 千円	R5年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金62,379,405千円のうち109,637千円を財源に充当
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		合 計	109,637 千円
備 考	※(事前相談年月日)令和7年8月4日(教具・工具・備品:金額の変更のため)		

C-1 財務運営の状況

(1) 資金収支の状況（法人全体）

（単位：千円）

科 目		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	当初認可時計画における令和6年度の法人全体の収支状況(予算)
収入の部	学生生徒等納付金収入	58,695,154	59,897,868	59,848,810	60,825,718	61,471,135
	手数料収入	3,752,435	3,670,897	3,575,295	3,782,622	3,702,927
	寄付金収入	840,553	803,285	2,719,399	1,082,961	673,150
	補助金収入	14,914,310	15,311,049	12,686,918	12,850,247	11,145,378
	国庫補助金	6,659,103	6,761,758	7,156,416	7,810,910	7,133,949
	都道府県補助金	8,237,840	8,527,808	5,506,558	5,019,198	3,995,021
	市区町村補助金	17,368	21,483	23,944	20,139	16,408
	資産売却収入	608,693	502,035	31,944	531	0
	付随事業・収益事業収入	2,530,748	2,884,225	2,969,460	3,174,727	2,938,430
	医療収入	66,029,258	66,281,869	67,237,496	70,395,331	68,921,990
	受取利息・配当金収入	518,512	514,513	359,239	525,330	365,100
	雑収入	2,306,807	2,469,111	2,520,342	2,629,809	2,045,435
	借入金等収入	0	0	0	0	0
	前受金収入	12,415,202	11,589,763	12,322,062	13,039,449	12,397,061
	その他の収入	18,597,753	19,216,810	30,581,599	43,361,410	47,186,279
	資金収入調整勘定	▲ 27,111,803	▲ 28,772,230	▲ 25,938,780	▲ 27,037,741	▲ 25,283,083
	前年度繰越支払資金	75,740,426	66,250,528	75,568,259	62,379,405	46,963,744
合計	229,838,049	220,619,723	244,482,045	247,009,798	232,527,546	
支出の部	人件費支出	58,998,698	59,850,740	62,341,068	63,241,793	63,263,336
	教育研究経費支出	61,320,097	63,057,272	65,195,958	67,971,621	70,104,307
	管理経費支出	6,798,796	7,332,810	7,417,971	7,610,393	8,613,007
	借入金等利息支出	18,409	13,608	8,829	4,014	3,819
	借入金等返済支出	1,999,992	1,999,992	1,999,992	1,999,992	1,999,992
	施設関係支出	8,132,834	2,908,912	21,516,346	37,020,465	37,294,682
	設備関係支出	5,372,309	4,875,504	4,457,379	5,571,237	7,573,701
	資産運用支出	20,000,000	121,857	15,000,000	0	0
	その他の支出	19,059,606	23,152,112	22,330,729	22,558,260	21,419,201
	[予備費]					4,000,000
	資金支出調整勘定	▲ 18,113,219	▲ 18,261,343	▲ 18,165,631	▲ 18,162,899	▲ 18,426,119
	翌年度繰越支払資金	66,250,528	75,568,259	62,379,405	59,194,922	36,681,620
	合計	229,838,049	220,619,723	244,482,045	247,009,798	232,527,546

※計算書類の各科目を四捨五入した数値を記入してください。（合計欄についても計算書類上の合計値を四捨五入で記入）

※今年度のAC対象組織が複数ある場合は、「当初認可時計画における令和6年度の法人全体の収支状況(予算)」欄には、開設年度が新しい組織の計画に基づいて記入してください。

※該当する科目がない場合は、「-」を記入してください。

(2) 事業活動収支の状況 (法人全体)

(単位: 千円)

科 目		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	当初認可時計画における令和6年度の法人全体の収支状況(予算)	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金 (ア)	58,695,154	59,897,868	59,848,810	60,825,718	61,471,135
		手数料	3,752,435	3,670,897	3,575,295	3,782,622	3,702,927
		寄付金	838,833	801,928	679,672	1,042,129	640,509
		経常費等補助金 (イ)	14,294,762	15,031,495	12,207,371	11,940,482	10,717,307
		付随事業収入	2,530,748	2,884,225	2,969,460	3,174,727	2,938,430
	医療収入	66,029,258	66,281,869	67,237,496	70,395,331	68,921,990	
	雑収入	2,308,563	2,487,171	2,532,388	2,656,719	2,045,335	
	教育活動収入 計 (ウ)	148,449,754	151,055,453	149,050,493	153,817,728	150,437,633	
	支出	人件費 (エ)	59,094,806	59,909,788	62,311,652	63,754,357	64,238,873
		教育研究経費 (オ)	69,003,915	70,967,941	73,267,095	76,388,654	78,543,081
管理経費		7,943,203	8,423,340	8,589,083	8,730,401	9,800,514	
徴収不能額等		7,208	1,822	22,130	9,898	9,215	
教育活動支出 計 (カ)		136,049,133	139,302,890	144,189,960	148,883,311	152,591,683	
教育活動収支差額	12,400,621	11,752,562	4,860,532	4,934,417	▲ 2,154,051		
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	518,512	514,513	359,239	177,762	365,100
		その他の教育活動外収入	0	34	0	0	0
		教育活動外収入 計 (キ)	518,512	514,547	359,239	177,762	365,100
	支出	借入金等利息 (ク)	18,409	13,608	8,829	4,014	3,819
		その他の教育活動外支出	1	59	38	60	10
		教育活動外支出 計 (ケ)	18,410	13,667	8,867	4,075	3,829
教育活動外収支差額	500,102	500,880	350,373	173,687	361,271		
経常収支差額 (コ)	12,900,723	12,253,442	5,210,905	5,108,104	▲ 1,792,780		
特別収支	収入	資産売却差額	0	416	9,670	225,375	0
		その他の特別収入	882,568	599,067	2,769,572	2,789,213	630,764
		特別収入 計	882,568	599,483	2,779,242	3,014,588	630,764
	支出	資産処分差額	1,461,877	1,718,034	884,080	683,833	547,429
		その他の特別支出	52,356	12,120	50,813	21,362	0
特別支出 計	1,514,234	1,730,155	934,893	705,195	547,429		
特別収支差額	▲ 631,666	▲ 1,130,672	1,844,349	2,309,393	83,335		
[予備費]						4,000,000	
基本金組入前当年度収支差額		12,269,056	11,122,770	7,055,254	7,417,497	▲ 5,709,445	
基本金組入額合計 (サ)		▲ 6,949,094	▲ 2,822,696	▲ 2,702,433	▲ 4,365,397	▲ 42,602,045	
当年度収支差額		5,319,962	8,300,074	4,352,821	3,052,100	▲ 48,311,490	
前年度繰越収支差額		▲ 76,438,026	▲ 70,675,777	▲ 60,909,095	▲ 55,255,653	▲ 83,321,982	
基本金取崩額		442,286	1,466,608	1,300,621	302,868	10,180,309	
翌年度繰越収支差額		▲ 70,675,777	▲ 60,909,095	▲ 55,255,653	▲ 51,900,685	▲ 121,453,163	

(参考)

事業活動収入 計 (シ)	149,850,833	152,169,482	152,188,974	157,010,078	151,433,497
事業活動支出 計	137,581,777	141,046,712	145,133,720	149,592,581	153,142,941

※計算書類の各科目を四捨五入した数値を記入してください。(合計欄についても計算書類上の合計値を四捨五入で記入)

※**行の追加・削除**は行わないで下さい。(「様式C-1④」で自動計算されるため)

※今年度のAC対象組織が複数ある場合は、「当初認可時計画における令和6年度の法人全体の収支状況(予算)」欄には、開設年度が新しい組織の計画に基づいて記入してください。

(3) 貸借対照表(法人全体)

(単位：千円)

資 産 の 部					負 債 及 び 純 資 産 の 部				
科 目	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	科 目	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度
固 定 資 産 (a)	387,895,459	384,779,633	405,856,036	414,850,816	負 債 (e)	66,776,647	63,143,666	61,993,692	60,788,841
有 形 固 定 資 産	289,631,833	285,714,992	302,031,260	334,435,940	固 定 負 債 (f)	30,582,038	28,590,488	26,508,293	26,298,037
うち、土地	124,811,645	125,911,951	126,033,442	126,098,242	うち、長期借入金	4,666,688	2,666,696	666,704	0
うち、建物	120,486,959	116,334,421	113,165,690	110,208,352	うち、学校債	0	0	0	0
うち、構築物	9,450,960	9,098,036	8,764,181	8,444,640	うち、退職給与引当金	25,851,450	25,873,426	25,820,289	26,298,037
うち、教育研究用機器備品	17,335,733	17,321,867	17,759,719	18,696,165	流 動 負 債 (g)	36,194,610	34,553,177	35,485,399	34,490,804
特 定 資 産	91,005,994	91,005,994	96,005,994	72,372,906	うち、短期借入金	1,999,992	1,999,992	1,999,992	666,704
そ の 他 の 固 定 資 産	7,257,632	8,058,647	7,818,782	8,041,969	うち、未払金	17,804,514	17,918,210	17,770,344	17,736,306
うち、借地権	28,143	28,143	28,143	28,143	うち、前受金 (h)	12,549,475	11,752,092	12,493,864	13,211,200
うち、有価証券	916,782	538,639	523,319	523,319	純 資 産 (i)	403,861,443	414,984,213	422,039,467	429,456,964
うち、長期貸付金	3,011,791	2,925,171	2,860,616	2,812,199	基 本 金	474,537,220	475,893,308	477,295,120	481,357,649
流 動 資 産 (b)	82,742,631	93,348,246	78,177,123	75,394,989	第 1 号基本金	433,515,442	434,484,169	445,706,946	459,374,315
うち、現金・預金 (c)	66,250,528	75,568,259	62,379,405	59,194,922	第 2 号基本金	30,000,000	30,000,000	20,000,000	10,000,000
うち、有価証券	0	0	0	0	第 3 号基本金	1,005,994	1,005,994	1,005,994	1,005,994
その他	16,492,103	17,779,987	15,797,718	16,200,067	第 4 号基本金	10,015,784	10,403,145	10,582,181	10,977,340
合 計 (d)	470,638,090	478,127,879	484,033,159	490,245,805	繰 越 収 支 差 額 (j)	▲ 70,675,777	▲ 60,909,095	▲ 55,255,653	▲ 51,900,685
					翌年度繰越収支差額	▲ 70,675,777	▲ 60,909,095	▲ 55,255,653	▲ 51,900,685
					合 計 (e) + (i)	470,638,090	478,127,879	484,033,159	490,245,805
					減価償却額の累計額の合計額	177,039,628	180,820,826	183,923,655	189,862,206
					基 本 金 未 繰 入 額	3,338,957	3,501,099	2,011,533	2,516,255

※計算書類の各科目を四捨五入した数値を記入してください。(合計欄についても計算書類上の合計値を四捨五入で記入)

※行の追加・削除は行わないで下さい。(「様式C-1④」で自動計算されるため)

(4) 財務比率表 (法人全体)

※自動計算

区分	比率	算式 (×100)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
財務状況	負債率	$\frac{\text{総負債} - \text{前受金}}{\text{総資産}} \frac{(e)-(h)}{(d)}$	11.5%	10.7%	10.2%	9.7%
	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{負債} + \text{純資産}} \frac{(i)}{(e)+(i)}$	85.8%	86.8%	87.2%	87.6%
	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}} \frac{(b)}{(d)}$	17.6%	19.5%	16.2%	15.4%
	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \frac{(b)}{(g)}$	228.6%	270.2%	220.3%	218.6%
	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}} \frac{(a)}{(i)+(f)}$	89.3%	86.7%	90.5%	91.0%
	前受金構成比率	$\frac{\text{前受金}}{\text{現金預金}} \frac{(h)}{(c)}$	18.9%	15.6%	20.0%	22.3%
	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}} \frac{(c)}{(h)}$	527.9%	643.0%	499.3%	448.1%
	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{負債} + \text{純資産}} \frac{(j)}{(e)+(i)}$	-15.0%	-12.7%	-11.4%	-10.6%
経営状況	教育活動支出依存率	$\frac{\text{教育活動支出}}{\text{学生生徒等納付金}} \frac{(h)}{(7)}$	231.8%	232.6%	240.9%	244.8%
	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}} \frac{(i)}{(7)}$	100.7%	100.0%	104.1%	104.8%
	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}} \frac{(g)}{(h)+(k)}$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}} \frac{(f)}{(h)+(k)}$	46.3%	46.8%	49.0%	49.6%
	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}} \frac{(c)}{(h)+(k)}$	8.7%	8.1%	3.5%	3.3%
	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}} \frac{(7)}{(h)+(k)}$	39.4%	39.5%	40.1%	39.5%
	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入}} \frac{(l)}{(s)}$	9.5%	9.9%	8.0%	7.6%
	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}} \frac{(r)}{(s)}$	-4.6%	-1.9%	-1.8%	-2.8%
	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}} \frac{(i)}{(h)+(k)}$	39.7%	39.5%	41.7%	41.4%

※ (3) 貸借対照表の「(a)~(j)」及び、(2) 事業活動収支の状況の「(7)~(s)」により計算。小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)まで記入。